○農林水産省告示第三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県西都市大字南方字柳迫六五五一の一・六五五三の一・六五五三の九・六五五三のカ・六五五三のタ・六五五三のレ・六五五三のワ・六五五三の一七・六五五三の一八・六五五三の二四（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、六五四八の一四、六五四八の一五、六五五三の二、六五五三のソ、六五五三の一九、六五五三の二〇、六五五三の二九、六五五三の二のリの一から六五五三の二のヌの二、六五五三の二のリの三まで、六五五三の二のチの四、六五五三の二のチの五の二、六五五三の二のチの六、六五五四の一から六五五四の三まで、六五五四の六、六五五四の八から六五五四の一八まで、大字調殿字弥内迫一六〇二の七（次の図に示す部分に限る。）、一六〇二の四、一六〇二の六、一六〇二の一〇、一六〇二の一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字柳迫六五五一の一・六五五三の九（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、六五四八の一四、六五五三の一、六五五三の二、六五五三のカ、六五五三のソ、六五五三のタ、六五五三のワ、六五五三の一七から六五五三の二〇まで、六五五三の二四、六五五三の二九、六五五三の子、六五五三の二のヌの二、六五五三の二のリの三まで、六五五三の二のチの四、六五五三の二のチの五の一、六五五三の二のチの六、六五五四の一から六五五四の三まで、六五五四の六、六五五四の九から六五五四の一六まで、字弥内迫一六〇二の一一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県秋田市河辺北野田高屋字竹ノ子沢一三六の一、一三七の一、一三七の二、一三八、一三九の一、北秋田市阿仁水無字露熊七二の一、七二の二、七二の三、由利本荘市滝字穴沢三七（次の図に示す部分に限る。）、横手市山内黒沢字瀬野ヶ台一五〇、北秋田郡上小阿仁村沖田面字上南沢一五五、一五六、一五六の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁並びに関係市役所及び上小阿仁村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県大館市比内町独鈷字向日詰四四、四六、四七、五〇から五二まで、雪沢字向大明神八五の八、北秋田市阿仁中村字中村アサミ沢一五の一五、一五の三四、字曲り戸八一の八、八一の九、八一の四二、八一の七二、八六、八八、八九、九二、阿仁伏影字大沢向一の一、二の一から二の三まで、字横渕一六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向日詰四四・四六・四七・五〇から五二まで・字向大明神八五の八・字中村アサミ沢一五の三四・字曲り戸八一の八・八一の四二・八一の七二・八六・八八・八九・字大沢向一の一・二の一・二の三・字横渕一六の一（以上十八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県湯沢市川連町字大平二の一・四・駒形町字八面狼ヶ沢一八の一・一八の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字八面寺下谷地二二の三、二二の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県にかほ市伊勢居地字グミノ木森二の一〇、二の一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字グミノ木森二の一〇・二の一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及びにかほ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市鳥海町下笹子字柴倉六の一、秋田市上新城小又字沢尻ヶ沢一の一、一の二、河辺北野田高屋字畑務沢五四の三、五四の八、五四の九、五五の四、五五の五、鹿角市八幡平字沢内四五の二〇、四五の二二、四五の二三、九〇の一四、九〇の一五、九九、字大滝頭一の八三、一の八八、一の九〇